平成３０年９月１８日

　居宅介護支援事業所　各位

光市高齢者支援課

訪問回数の多い利用者への対応について

　平成３０年１０月１日より、訪問介護の回数（生活援助中心型）が多いケアプランについて、届出が必要になります。下記の取扱いを再確認のうえ適切な取扱いをお願いします。

なお、届出がないものに関しては給付対象外となりますのでご注意ください。

記

１　趣旨

訪問介護（生活援助中心型）の回数が通常の居宅サービス計画よりかけ離れた場合は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくこととなります。この訪問介護を位置付ける場合は、市へ届出をご提出ください。

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

（平成11年7月29日老企第22号）

２　届出の基準となる回数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

３　届出の様式

　対象の居宅サービス計画書　２部

※必要である理由が計画書の記載内容から読み取れない場合は別途補足資料が必要です。

４　届出の対象

基準回数以上で、平成30年10月以降に作成または変更したもの（軽微な変更を除く。）

５　届出の期日

　作成または変更の翌月末

６　届出先

　光市高齢者支援課介護保険係

７　確認の方法

（１）提出後、介護保険係担当者と地域包括支援係担当者で内容を確認

（２）内容について精査が必要と判断した場合は、地域ケア個別会議にて確認を実施

（３）確認後、内容が適切と判断した居宅サービス計画書に光市の確認印を押印した控えをお返しします。

（問合せ）

光市役所高齢者支援課介護保険係

電話：0833-74-3003　Fax：0833-74-1034